

— 県議会報告 —

人間らしく生きぬける県政を



千葉県議会議員（流山市選出）

小宮 清子

まさに猛暑の夏でした。熱中症にならないようにとの呼びかけも多く聞かれました。

特に心配されたのが高齢者ですが、8月26日から9月1日までの一週間の搬送者数の44.9%は65歳以上の高齢者でした。今、高齢者はどのような暮らし方をし、どのような不安を持ち、県政はどのように答えようとしているのか、日々の活動と市民からの声を併せて見ていきたいと思います。

高齢者福祉の充実強い県民の要望

日本全体が少子高齢社会、人口減少へとつき進んでいます。平成25年3月31日現在、千葉県的人口は613万6,000人。このうち65才以上は142万2,000人となり高齢化率23.17%です。今後平成37年には高齢化率28.7%に達する見込みであり、県民の3人に1人が高齢者となるのに時間はかかりません。これまで経験したことのない高齢社会をむかえることに対して、そして現在進行中の高齢化に伴う問題に対して県民は県政に切実な声を発しています。しかし、受け止めきれないのが今日の県政の現状です。県が行っている県政に関する世論調査による県民要望の最新調査をみると（平成24年12月）、一位は災害から県民を守る、二位が高齢者福祉を充実するです。東日本大震災以前の調査では常に高齢者福祉充実が一位でしたが、震災以後災害への意識が強まったと思われます。高齢者福祉の充実毎年かわらない県民の強い要望ですが、この事に対して依然としてきびしい状況がかわらないことが要望の切実さに表れています。

議員の地域での活動には多くの具体的要望・相談等が持ち込まれます。なかでも高齢者の介護問題は多く、「病院から退院をせまられているが、家で介護はできない。特養に入れたい。」とか、「老々介護の生活をしているが限界だ。どちらか

一人施設にと思うが、経済的にきびしい、安い所を探して欲しい」とか、「認知症が進んでしまった母を日中一人にしておけない。自分は仕事に行かなければいけない。仕事を辞めたら食べていけない。特養に入れたい。」、在宅でなんとかやっっていけないかという声はなく圧倒的に施設入所を求める家族の声が多いのです。

介護を受けている高齢者本人の希望はいったいどうなのだろうかと思います。しかし、現実の特養の壁は厚く高いのです。

在宅、ひとり暮らし、要介護5でも入れない特養

県が年に二回調査をしている特別養護老人ホーム入所希望者数（平成25年1月1日現在これが最新）によれば、特養待機者は県内に18,774人。このうち居宅・ひとり暮らしの方が3,603人。さらにこのうち要介護5の人が405人です。在宅、ひとり暮らし、要介護5で特養入所を待っている方が405人いるのです。在宅介護サービスを当然受けているでしょうが、日々どのように暮らしているのか、その暮らし方を想像することができるでしょうか。その不便さ、その不安にと思いをさせねばならないと思います。

しかし、特養をやたらつくれば解決するとはもちろん考えていません。介護保険料は、県・市の財政にも深くかかわることです。しかし、千葉県における特養の数は少なすぎるといえます。

特養整備は全国最下位クラス

65才以上人口10万人に対する特養定員数をみると平成20年10月1日現在、全国平均1,498人に対し千葉県は1,179人、全国都道府県最下位47位（国

統計調査)。平成24年10月1日現在全国平均1,653人に対し千葉県は1,392人全国都道府県下から2番の46位(千葉県独自調査)。全国都道府県と比較しても特養が少ないことがよくわかります。千葉県高齢者保健福祉計画(平成24年度～平成26年度)では平成24年3月17,434床を平成26年度24,054床に増やす計画です。しかし、千葉県の高齢者人口の増加率は埼玉県に次いで全国2番目であり、一人暮らし高齢者の増加率も埼玉県に次いで2番目です。介護を必要とする、特養入所を希望する高齢者の数は増え続けます。

なぜ増えるお泊りディサービス

介護保険事業として在宅介護を支えているディサービス事業がありますが、特養入所のむずかしさや在宅介護のきびしさを反映してか、この本来通所介護事業所で宿泊サービスを法定外で行っているお泊りディサービスがじわじわと広がっています。平成23年9月9日時点での県の調査結果をみると、県内121カ所のディサービス事業所が実施していました。今後予定しているところが59事業所ありました。

利用期間は短期(1～5日)から長期(1年以上)最長4年。利用者負担金は無料の事業所から一回の宿泊費15,000円の事業所まであり平均3,337円。寝る場所・食事代・防火設備・職員配置等何の基準もなく放置状態が続いています。ようやく県は平成24年9月議会で「調査の結果から宿泊サービスを利用する方の安全面やプライバシー等に配慮した設備や耐性の整備が必要と考える。事業者・市町村等をメンバーとする研究会を設置し、運営に係る課題等について検討する」と答弁し、今年8月ガイドラインの案がまとまりました。ガイドライン案として利用日数は原則として30日以

内、人員配置は看護職員又は介護職員常時1名以上、定員は通所事業所の2分の1以下かつ10人以下、男女同室をとらないこと、宿泊サービス計画作成等が示されています。野放し状態からようやく県としての目が届きはじめました。

国は在宅介護の目玉として平成24年度定期巡回、随時対応型訪問介護看護サービスを創設しました。しかし、現在でも県内9市14事業所しか取り組んでいません。

利用者は今のところわずか205人です。

千葉県の高齢者介護の実態と施策のごくごく一部を述べてきました。人間らしく生きぬくことができるのだろうか、長生きが喜ばれないのではないだろうかという思いをこの社会にいただいている人のいかに多いことでしょうか。介護施設をさがして走りまわる家族。夫婦・あるいは兄弟姉妹、あるいは親子の高齢者家族からの切実な声と、介護保険サービスを受けていてもきびしい在宅介護を訴える声。そして、何よりも高齢者自身の思いをしっかりと受け止め高齢者の人権を守りぬく、最後まで人間らしく生きぬくことを支える千葉県政でなければならないという思いです。あらためて介護保険法の目的第一条に“尊厳を保持し”という文言が入っていることの意義を深く感じています。

